

○玉名市学校給食費の徴収に関する条例

令和3年6月30日

条例第22号

(趣旨)

第1条 この条例は、本市が教育行政の一環として実施する学校給食に要する経費
(以下「学校給食費」という。)の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市立学校 玉名市立小中学校設置条例(平成17年条例第163号)第1条の規定により設置される小学校及び中学校をいう。
- (2) 学校給食 市立学校において実施する学校給食法(昭和29年法律第160号)第3条第1項に規定する学校給食をいう。

(学校給食費の徴収等)

第3条 市長は、次に掲げる者(以下「保護者等」という。)から、学校給食法第11条第1項に規定する経費以外の学校給食に要する経費を学校給食費として徴収する。

- (1) 学校給食の提供を受ける市立学校の児童又は生徒の保護者(学校教育法(昭和22年法律第26号)第16条の保護者をいう。)
- (2) 前号に掲げる者のほか、教職員その他の学校給食の提供を受ける者

2 学校給食費の額は、規則で定める。

(学校給食費の納付)

第4条 保護者等は、規則で定める日までに学校給食費を納付しなければならない。

(学校給食費の減免)

第5条 市長は、特別の理由があると認めるときは、規則で定めるところにより、学校給食費を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例に規定する学校給食費の徴収に関し必要な行為については、この条例の施行の日前においても、行うことができる。